別紙１-１

（仮称）宇都宮市全天候型子どもの活動の場

環境衛生業務　仕様書

１　委託業務

（仮称）宇都宮市全天候型子どもの活動の場の日常及び特別清掃を計画的かつ効率的に実施し，良好な環境衛生の維持と施設の保全を図ることを目的とする。

２　委託場所

名　　称	所在地等	敷地面積（㎡）	規　　模 （野瀬床面積㎡）
（仮称）宇都宮市 全天候型子どもの活動の場	上田原町1番地	141,890．97	鉄筋コンクリート2F （1,980）

３　委託期間

令和〇年4月１日から令和〇年3月31日までとする。

４　委託業務の内容

委託業務は，その内容により次のとおりとし，別紙 1-2「作業基準仕様書」に基づき遂行すること。

⑴　通常清掃業務

通常清掃業務は，別に定める業務を指定する回数行うこと。

⑵　特別清掃業務

特別清掃業務は，別に定める業務を一定の期間を置いて行うこと。

５　作業員及び作業時間

⑴　作業員は，次のとおりとする。

通常清掃業務及び特別清掃業務の遂行のため，その都度清掃に必要な作業員を配置すること。

⑵　業務の作業時間は，次のとおりとする。

ア　通常清掃業務の実施時間は，原則，平日の8時30分から16時00分までの間とし，その時間内に随時に行うこと。

イ　特別清掃業務は，（仮称）宇都宮市全天候型子どもの活動の場職員の指示に従い，（仮称）宇都宮市全天候型子どもの活動の場の利用状況に応じて実施すること。

ウ　ア及びイで実施困難の場合は，委託者と受託者で協議の上，使用状況に応じて作業を行うこと。

6　報告書等の提出

⑴　受託者は，委託契約締結後速やかに，次の書類を委託者へ提出すること。

ア　業務主任担当者等届

イ　業務実施計画表（年間）

ウ　委託者に求められたその他の必要書類

⑵　業務完了届

当該月の翌月の5日までに委託者へ提出すること。

⑶　その他報告書

以下の報告書については，業務完了届と併せて委託者へ提出すること。

ア　補給した生理用品の月ごとの数量

7　調査の実施

委託者は，業務の処理状況について随時に調査し，若しくは必要な報告を求め，又はその処理について必要な指示をすることができる。

8　検査の実施

受託者は，特別清掃業務が終了した後，委託者の検査を受けること。この場合実施した業務が作業基準仕様書に適合しないと認めた場合は，その業務の手直しを命ずることができる。

9　経費の負担

⑴　委託者は，業務に要する光熱水費の経費を負担するものとする。

⑵　受託者は，⑴以外の経費を全て負担するものとし，特に下記の項目に留意すること。

ア　業務に要する一切の機械器具及び消耗品

イ　トイレットペーパー，シャボネット及びごみ入れ用ポリ袋（サニタリー用品含む）などの消耗品

ウ　収納用ディスペンサーに補給する生理用品（下記仕様のとおり）

・既設置の収納用ディスペンサーで使用可能なサイズであること。（昼用　羽なし21cm 程度スリムタイプを除く）

・生理用品の個数については，280個以上を用意するものとし，業務完了後の残余分については，当該施設に設置すること。

10　損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項は，次のとおりとすること。

⑴　損害の補償事項

ア　業務委託時間中に作業員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）については受託者が補償すること。

イ　業務委託時間中に作業員が被った損害については，受託者が補償すること。

⑵　免責事項

ア　委託者の瑕疵によるもの

イ 天災地変その他不可抗力によるもの

11 委託業務遂行上の義務

委託業務の遂行にあたっては，次の事項を充分に留意すること。

⑴ 本仕様書に定めのない事項であっても委託者が建物管理上又は美観上必要と認めた作業については誠意を持って実施すること。

⑵ 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。

⑶ 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

⑷ （仮称）宇都宮市全天候型子どもの活動の場及び敷地内での拾得物があった場合は，委託者の責任者へ届け出ること。

⑸ 委託者が適当でないと認めた作業員は使用しないこと。

⑹ 業務委託中は，受託者が定める制服を着用すること。

12 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合，また，業務の履行について不明な事項等については，委託者と受託者が別途協議した上で，決定するものとする。